

第4回 吹田市公立保育所民営化庁内検討会議 議事要旨

開催日時：平成25年9月2日（月） 18：40 ～ 19：55

開催場所：吹田市役所 低層棟 3階 研修室

出席者：《委員》

副市長 山中久徳 委員長、こども部長 春藤尚久 副委員長、
総務部長 牧内章 委員、行政経営部長 門脇則子 委員、
福祉保健部長 守谷啓介 委員、教育総務部長 原田勝 委員、
学校教育部長 梶谷尚義 委員

《事務局》

増山こども部次長、藤本子育て支援室長、熱田こども育成室長、
西村こども育成室保育幼稚園課長、笹川こども育成室参事、
山本こども育成室参事、小田片山保育園長

傍聴者：63人（時間内傍聴希望受付者90人による抽選を行い63人に決定）

その他音声のみの傍聴をした者56人（上記傍聴者決定抽選に外れた27人を含む）

次第：1 委員紹介

2 議題

ア 吹田市公立保育所民営化実施計画案

イ その他

3 委員長あいさつ

会議開催にあたり

《事務局》 傍聴受付時間内に受付を行なった傍聴希望者は90名であり、傍聴者の定員は原則10名であるが、会場に63の傍聴席を設けることが可能であったため、傍聴者の定員を63名とし、抽選にて傍聴者を決定し、会場に入室いただきたい。抽選に外れた27名の傍聴希望者には、別室で音声のみの傍聴を行いたい。また、傍聴受付時間後にいらっしゃった傍聴希望者についても、入室可能な人数の範囲において、別室で音声のみの傍聴を実施したい。

《委員長》 事務局の提案を了承したいがいかがか。

※出席委員全員了承する。

議事要旨：

1 委員紹介

2 議題

ア 吹田市公立保育所民営化実施計画（以下、「民営化実施計画」）案

《事務局》資料1から3について説明する。

まず資料1（1頁）であるが、前回の吹田市公立保育所民営化庁内検討会議（以下、「庁内検討会議」）において実施したアンケートの結果である。傍聴希望者86名のうち83名から回答いただいた。回答者は、吹田市内の方が59名、市外の方が23名であり、公立保育所の保護者の方が17名、その他の方が63名であった。資料1（1頁）の下段から、いただいた主なご意見をお示ししている。会議の内容、運営方法については、様々な市民の方のご意見があることを踏まえ、進めていただくようお願いしたい。なお、本日は庁内検討会議の最終回であるため、本アンケート実施の予定はない。

次に、資料2の説明に入らせていただく。これまで、民営化実施計画案を策定するために外部有識者等からの意見聴取を目的とした吹田市公立保育所民営化外部アドバイザー会議（以下、「外部アドバイザー会議」）での様々な貴重なご意見を紹介した。また、外部アドバイザー意見を踏まえ吹田市公立保育所民営化庁内検討会議作業部会（以下、「庁内作業部会」）等を経てまとめた民営化実施計画（案）を2回にわたってお示しし、庁内検討会議で議論いただいた。本日の資料2 民営化実施計画（案）は、今までの庁内検討会議での意見を整理し、修正等を行いながら作成したものである。

資料2（7頁）1 はじめには、これまでの経過を踏まえた民営化の計画の考え方や今後の考え方について示している。

資料2の8頁以降では、2 民営化実施の基本的な考え方を示している。これについては、第2回庁内検討会議での議論を踏まえ、若干、文言の整理等を行ったものである。

資料2の14頁以降では、3 民営化する保育所の選定の基本的な考え方を示している。これについては、前回の庁内検討会議で議論いただいたものと同じ内容である。

最後に資料3の説明に入らせていただく。民営化園の選定につき、公立保育所の適正な配置を重視して選定した後、民営化した場合に、より安定的・継続的な園運営が期待できる条件を満たしているかを総合的に判断し民営化する5園を選定すること、また、民営化の順位については、民営化した場合に、より安定的・継続的な園運営が期待できる条件を満たしている保育所から民営化していくということで、前回の庁内検討会議で承認いただいたものであるが、本日は、民営化の具体的な園の選定及び順位につき、ご議論いただくために、詳細な選定資料として資料3をお示ししている。

資料3（1）民営化園選定基準については、ア選定基準1での選定を経て、イ選定基準2での選定を行い、ウ補足的な選定基準により判断するものである。

ア選定基準1は、（ア）により、市域を6ブロックに分けて、各ブロックにできる限り均等な箇所数の公立保育所を配置し、次に、（イ）により、各ブロックからの選定については、各ブロックをさらに2つの地域に区分し、できる限り1つの公立保育所を配置するものであるが、

具体の6ブロック地域名や区分、保育所名を入れて判断した表を資料3（17頁）中段に示している。ア選定基準1（ア）により、千里山・佐井寺地域は公立保育所が少ないため、当該ブロックからは民営化園は選定せず、他の5ブロックから1園ずつ選定していくこととする。次に、ア選定基準1（イ）の各ブロックをさらに2つの地域に区分し、区分内に1園である園については、民営化対象外とする考え方により、千里ニュータウン・万博・阪大地域は、北と南に分け、北については北千里保育園と藤白台保育園と2園以上あるのでいずれも民営化選定対象園とし、南については南千里保育園の1園しかないため、南千里保育園は民営化対象外となる。以下同様に、山田・千里丘地域については、山田は、西山田保育園・山三保育園を民営化選定対象園とし、千里丘の山田保育園については、民営化対象外とする。片山・岸部地域については、片山の片山保育園は民営化対象外、岸部は、ことぶき保育園・岸部保育園を民営化選定対象園とする。豊津・江坂・南吹田地域は、豊津・江坂の垂水保育園については民営化対象外とし、吹二・吹南の南保育園・いずみ保育園を民営化選定対象園とする。JR以南地域は、東、西の区分とも2園以上あるので、吹田保育園・東保育園・吹一保育園・吹六保育園全てを民営化選定対象園とする。以上より、12園の民営化選定対象園が選定される。

イ選定基準2は、民営化した場合により安定的・継続的な園運営が期待できる条件を満たしているかを総合的に判断するものであり、判断のための6つの条件は、①地域の人口が多いこと（小学校区）②地域の就学前児童数が多いこと（小学校区）③地域の就学前児童数の増加率が高い、または減少率が小さいこと（小学校区の直近5年推移）④園児の充足率が高いこと（直近5年平均）⑤地域の今後の開発見込み戸数が多いこと⑥保育所敷地面積が適正規模であること（市内120名定員の私立保育所の平均である約1,363㎡に近いこと）である。ア選定基準1を経て12園に絞った民営化選定対象園を当該6つの条件の具体的な数値を入れて各ブロックごとに比較し、さらに、ウ補足的な選定基準としての、イ選定基準2で示す条件では、大きな差がなく判断が困難な場合は、公立幼稚園との幼保一体化整備の可能性が低いものを選定するという加味して、民営化園5園を選定した結果表が資料3（18頁）のものである。なお、前回の庁内検討会議の参考資料として藤白台保育園の敷地面積を1,863㎡と示したが、正しくは1,836㎡であるので、資料3（18頁）の結果表では訂正している。資料3（18頁）結果表の下にも記載しているが、5ブロックからそれぞれ1園をイ選定基準2とウ補足的な選定基準において選定した結果、藤白台保育園、西山田保育園、岸部保育園、南保育園、吹田保育園の5園を民営化園と判断した。

資料3（2）実施年次選定基準については、民営化園5園の中で、各園のイ選定基準2の各条件について順位付けを行い、各園それぞれについて、全条件の順位を合計する。その合計値が小さいほど、民営化することによって安定的・継続的な園運営の可能性が最も高いと判断されるので、当該合計値が小さい保育所より順番に、民営化することとしたものであるが、実際に具体的な数値を入れ、5園の民営化の順位を決めた判定表が、資料3（19頁）上段のものである。資料3（19頁）の判定表だが、④の充足率については、吹田保育園と藤白台保育園が95%で同じであったため、同率で4位とした。以上より、民営化の順番は、南保育園、吹田保育園、藤白台保育園、岸部保育園、西山田保育園の順となる。

資料3（3）選定の基本的な考え方に基づいた民営化の年次計画については、資料3（1）民営化園選定基準及び（2）実施年次選定基準より判断した民営化園5園及び民営化の順番を年次計画表としたものを資料3（19頁）中段に示している。

以上、民営化実施計画（案）全文と選定の詳細資料について説明させていただいたので、ご議論をいただきたい。

《委員長》 事務局より説明のあったように、資料1として、前回実施のアンケート結果の報告、資料2として、民営化実施の基本的な考え方と民営化する保育所の選定の基本的な考え方につき、庁内検討会議での議論内容等を整理して作成した民営化実施計画（案）、資料3として、資料2の考え方に基づいたより詳細な選定表（案）をお示しさせていただいた。

本日は最終回であるので、民営化実施計画案のとりまとめを行いたい。

まずは、質問等があれば、伺いたい。

《牧内委員》 資料2（12頁）のシ保護者との懇談・苦情解決等の（イ）で、苦情解決の仕組みとして、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員の設置」の3点を整備することとしているが、具体的にどのようなものを想定しているのか。第三者委員の資格要件等はどうか考えているのか。

《事務局》 苦情解決の仕組みを整備することは重要であるので、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員の設置」は、公立・私立保育所どちらも、義務付けではないが、監査所管から設置するようにとの指導対象となる。現状は、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」として、公立保育所では各々、園長、園長代理が担っており、私立保育所もほぼ同様である。「第三者委員の設置」は、私立保育所は様々であるが、公立保育所は、第三者委員として、福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）制度を紹介している。民営化園の第三者委員としても同様の、苦情解決の仕組みが担保されるような整備を行っていただく予定である。

《牧内委員》 「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員の設置」の3点のいずれかを整備すれば良いのではなく、各々整備するということか。

《事務局》 その通りである。

《梶谷委員》 資料2（13頁）の民営化後の市の責任と支援体制のア（ウ）で三者懇談会の設置期間は、原則として民営化移管の5年後までとなっているが、「5年間」でなく「5年後」としたならば、最長で5年間という趣旨にとれる。設置期間の各年において内容や密度は異なるだろうが、どのような状態になれば設置期間の終期を早める可能性があるのか、またそれはだれが決定するのかが不明瞭と思われるがどうか。

《事務局》 移管時に入所中の児童が全員卒園するまでという趣旨で、原則として設置期間は5年後とお示ししている。三者懇談会の設置の際には、当該趣旨を踏まえた設置要領等を定め、市・当該園保護者代表・事業者の三者で運営や検討の具体的な内容等を協議していきたい。

《梶谷委員》 移管時に入所中の児童が全員卒園するまでという趣旨であるならば、三者が、十分理解し合い、合意の上で、三者懇談会は運営されることが大前提であると考えて良いか。

《事務局》 三者での理解を深め合意形成を図るための懇談会であるので、そのように運営していきたい。

《門脇委員》 資料2 民営化実施計画（案）の記載等について3点申し上げる。

まず、前回の庁内検討会議で、民営化園数について、平成23年（2011年）11月に公立保育所のアウトソーシング推進に取り組むことを政策決定した際は「概ね5園程度」であったが、平成24年（2012年）の2月に「吹田市アウトソーシング推進計画」を策定する中で、職員の数について一定検討を加えた後、民営化園数を5園と判断した旨の説明があったが、今回の資料

2 民営化実施計画（案）に民営化園数を5園とする旨の記載は、最終章である資料2（14頁）
3 民営化する保育所の選定の基本的な考え方に初出であり、唐突な印象を受ける。「概ね5園程度」を「5園」と判断するに至った経過等を民営化実施計画案の前段部分に記載した方が良く
いと考える。

次に、資料2（9頁）（5）事業者の選定方法につき、ア（ウ）とイ（ウ）では、保護者アンケートの取り扱いの記載位置が異なり、ア（ウ）の公募要領は保護者アンケートの結果を踏まえて別途定めるが、イ（ウ）の選定基準は、選定基準を別途定める際には、保護者アンケートの結果は踏まえられないようにもとれるがどうか。

最後に、前回の庁内検討会議で、民営化する保育所の選定の基本的な考え方について検討を行い、一定の承認を得たため、さらに詳細な選定資料として、実際の数値に基づいた、本日の資料3 民営化対象保育所の選定表（案）を示しているのであろうが、この資料3（19頁）の（3）選定の基本的な考え方に基づいた民営化の年次計画の部分（選定結果）のみを資料2（15頁）の民営化実施計画（案）に入れ込んでいる。資料2 民営化実施計画（案）だけでは、具体的な選定経過がわからない。選定内容が、民営化実施計画案だけでも理解できるように、選定結果のみならず、選定経過がわかるように記載を配慮することが必要であろう。

《委員長》 3点の指摘について、事務局どうか。

《副委員長》 事務局に代わり、1点目と3点目に回答する。

まず、「概ね5園程度」を「5園」と判断するに至った経過等がわかるように民営化実施計画案の1 はじめに おいて記載するようにしたい。

次に、資料2 民営化実施計画（案）だけでは、具体的な選定経過がわからないので、詳細な選定表を民営化実施計画案の参考資料とする等の対応を行い、民営化実施計画案だけを読んでいただいても選定経過がわかるようにしたい。

《事務局》 2点目に回答する。

資料2（9頁）（5）事業者の選定方法につき、ア（ウ）とイ（ウ）では、保護者アンケートの取り扱いの記載位置が異なっているが、公募要領と選定基準を定める際にどちらも保護者アンケートの結果を踏まえるものと考えている。民営化実施計画案につき、公募要領と選定基準のどちらも、保護者アンケートの取り扱いについては同様であるとわかるような記載としたい。

《原田委員》 門脇委員と同じく、「概ね5園程度」を「5園」と判断するに至った経過等が、資料2 民営化実施計画（案）の前段部分に記載がないことはどうかと考えていたので、副委員長の回答を聞いて了解した。

資料2（9頁）の（6）三者懇談会の設置 について、当該園保護者代表は、1人ではなく複数名が望ましいと考えるが、何名程度を想定しているのか。

《事務局》 2名程度の複数名を想定している。他市状況等も参考とし、当該園保護者の意見をいただきやすい人数としたい。

《原田委員》 保護者アンケートで、三者懇談会について、例えば、当該園保護者代表の人数等の意見もあれば配慮するのか。

《事務局》 その予定である。

《委員長》 本日が最終回であるので、他に質問・意見があれば伺いたい。

《守谷委員》 障がい児保育について、今までの庁内検討会議において、再三、民営化園に限

らず、私立保育所全体で実施を進めていただけるような環境整備を考えていきたいとの説明があり、その旨で会議体としても集約を行っていただいたが、やはり実施に際し、少し懸念が残る。現在、千里ニュータウン・万博・阪大地域にある保育所は、公立である北千里保育園と藤白台保育園の2箇所しかなく、藤白台保育園が民営化された場合、当該民営化園での障がい児の受け入れが、民営化後に同様に行えない状況がもしあれば、近隣の私立保育所での受け入れもできない地理状況である。民営化実施までに各種環境整備を行い、障がい児保育の実施を担保できるようにすべきであり、環境整備期間を見据えた民営化実施年度とした方が良いのではとも考える。

《委員長》 障がい児保育についてだが、基本的に民営化後も障がい児の保育は守っていくことが前提であると、庁内検討会議においても確認している。実施に向けての課題が具体的に解消されるのか懸念するという意見をいただいたので、今後、市として民営化園選定等の意思決定を行う際には、この様な意見もあったことは報告したい。

他に意見が無ければ、庁内検討会議において民営化実施計画案につき、一定の結論を得たものとし、いただいた意見を踏まえての事務局等での最終整理・検討を経て、委員各々に確認いただいた後、民営化実施計画案を策定し、市に提案したいがどうか。

※出席委員全員了承する。

イ その他

《事務局》 予定の議題は以上であり、本日の会議の資料・議事内容等については、市ホームページ等への掲載を予定している。

3 委員長あいさつ

《委員長》 庁内検討会議を計4回開催させていただき、委員の皆様による真摯なご議論をいただくことができた。庁内検討会議として、一定の結論を得たので、民営化実施計画案を策定し、今後、市の意思決定に資する資料として提出していきたい。市民の方にもできるだけ議論の場を見ていただきたいという趣旨で、初回を除き、夜間の開催を行ったものであるが、委員の皆様には会議開催にご協力をいただき感謝する。これにて、本会は閉会とする。

以上